

経済産業省関係産業競争力強化法施行規則（平成26年経済産業省令第1号）
第7条第1項の規定による証明に関する申請書

令和 年 月 日

糸島市長 月形 祐二 様

住 所

電話番号

申請者氏名

（※法人の場合は代表者名）

産業競争力強化法第128条第2項に規定する認定創業支援等事業計画に記載された同法第2条第33項に規定する特定創業支援等事業による支援を受けたことの証明を受けた
いので、下記のとおり申請します。

記

1. 支援を受けた認定特定創業支援等事業の内容、期間

(1) 事業（講義）名：糸島市商工会 令和 年度 第 回創業塾

①経 営（令和 年 月 日） ②財 務（令和 年 月 日）

③人材育成（令和 年 月 日） ④販路開拓（令和 年 月 日）

(2) 支援機関との個別相談日

開始日（令和 年 月 日） 完了日（令和 年 月 日）

2. 設立する会社の商号（屋号）・本店所在地

・商号（屋号）：

・本店所在地：

3. 設立する会社の資本額 万円（会社の場合）

4. 事業の業種、内容

5. 事業の開始時期 令和 年 月 日

証明日 令和 年 月 日

糸島市長 月形 祐二

申請者が上記の認定特定創業支援等事業による支援を受けたことを証明する。

※有効期限は令和9年3月31日までとする。ただし、創業後の者については、税務署受
付印が押印された開業届に記載される開業日から5年経過する日が令和9年3月31日
以前だった場合、その前日を有効期限とする。

※会社の設立登記に係る登録免許税の軽減措置の適用を受けるためには、会社法上の発起
人かつ会社の代表者となり会社を設立しようとする個人が証明を受ける必要があります。